

# 1. 健康保険組合規約

## 第1章 総 則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、ロートグループ健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

所在地 大阪市生野区巽西 1-8-1

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。

## 第2章 組 合 会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、14人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 国外に居住するもの

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、3年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前である時は、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかななければならない。

2 選挙長は、理事会において選任する。

3 選挙長は、選挙会の開閉、(投票、)開票の管理(投票所の開閉その他投票の管理も含む)及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録及び投票録を作り、これに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。

(当選人)

第10条 選挙の結果、選挙区において最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。ただし、選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第11条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第12条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第13条 事業主である組合員が選定する議員(以下「選定議員」という。)は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就職・退職)

第14条 議員が就職、又は退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第15条 通常組合会は、毎年2月及び8月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第16条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会招集の手続)

第17条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して、開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

- 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 3 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム(以下「会議システム」という。)により開催することができる。

(代理)

第18条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことはできない。

(組合会の傍聴)

第19条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第20条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

- 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第18条第1項の規定による書面の提出を求めるとし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。)第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決(以下「書面による議決」という。)をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

- 3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

- 2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。
  - (1) 会議システムで組合会を開催した旨
  - (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
  - (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
  - (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所
- 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。
- 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。  
(議員の旅費及び報酬補償)

第23条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第24条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員をおくことができる。

- 2 前項の検査に関して、必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

### 第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第25条 この組合の理事の定数は、6人とする。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に、欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。

ただし、候補者の数が選挙すべき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第28条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集の手続き)

第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の6日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、監事について準用する。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第30条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 常務理事の選任及び解任の同意
- (2) 事業運営の具体的方針
- (3) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (4) この規約に定める事項
- (5) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第31条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
  - (1) 理事の疾病、負傷
  - (2) 理事に係る災害又は交通途絶
  - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第32条 理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第22条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第33条 理事長は、組合の事務を総理し、第30条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第34条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。

(監事の職務)

第35条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 監査は、組合の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第36条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

2 理事長は、前項の規定による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第37条 理事長は、第33条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第38条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第39条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第40条 第23条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第41条 この組合に必要な職員（事務長その他）をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第4章 組 合 員

(組合員の範囲)

### 第42条

この組合は、第4条に定める事業所に在籍する被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者（以下、法第3条第4項の規定による被保険者を「任意継続被保険者」という。）を含む。）を組合員の範囲とする。

- (1) 組合の設立事業所との間で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所

(標準報酬)

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

## 第5章 保 険 料

(一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の負担割合)

第44条 一般保険料等額、介護保険料額及び調整保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。

## 第6章 財 務

(会計年度独立の原則)

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、

支払基金とする。)がその請求を受理した日の属する年度

(2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度

(3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度

(4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度

(5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度

(6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 保険給付費

(2) 納付金

(3) 保健事業費

(4) 還付金

(5) 財政調整事業拠出金

(6) 営繕費

(7) 連合会費

(8) 事務所費

(9) 雑支出

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 介護納付金

(2) 介護保険料還付金

(3) 雑支出

3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金

(2) 子ども・子育て支援金還付金

(3) 雑支出

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の1/2分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。

(1) 郵便貯金

(2) 臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)

(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)

(4) 国債又は地方債

(5) 政府保証債又は金融債

(6) 担保付社債

(7) 抵当証券

(8) コマーシャルペーパー

(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金

(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金

(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物

2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第50条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。

## 第7章 公 告

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合のホームページに掲載する。

## 第8章 保 険 給 付

(一部負担還元金)

第52条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額）について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表2に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額が1,000円に満たないときは還元しないこととし、1円単位で支給する。

5 一部負担還元金は、被保険者がその資格喪失の日以後の期間については支給しないものとする。

(付加給付)

第53条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 訪問看護療養費付加金

(2) 家族訪問看護療養費付加金

- (3) 合算高額療養費付加金
- (4) 家族療養費付加金
- (5) 傷病手当金付加金
- (6) 埋葬料付加金
- (7) 家族埋葬料付加金

2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第54条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額が1,000円に満たないときは還元しないこととし、1円単位で支給する。

(家族訪問看護療養費付加金)

第55条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、還元しないこととし、1円単位で支給する。

(傷病手当金付加金)

第56条

被保険者が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を

平均した額の三十分の一に相当する額の100分の10に相当する額を支給する。

ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあつては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の10に相当する額を支給する。

- (1) 傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額
- (2) 傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額

2 法第103条第1項又は法第108条第1項及び第3項から第5項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があつたものとみなす。この場合において、傷病手当金付加金の支給額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項から第5項のいずれかに該当する場合支給があつたものとみなされた傷病手当金の額及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の額の合計額から以下に掲げる額のうちいずれか多い額を控除して得た額。ただし、当該額が零を下回る場合には、零とする。

ア. 法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額

イ. 報酬の額

ウ. 障害厚生年金の額

エ. 老齢・退職年金の額

3 法第103条第1項ただし書、法第108条第1項ただし書又は法第108条第3項ただし書の規定による差額の支給及び第63条第3項の規定による出産手当金付加金の支給を受けるとき、傷病手当金付加金の支給額は、法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金及び本条第1項の規定により算定される傷病手当金付加金の合計額から法第102条第2項の規定により算定される出産手当金及び規約第63条第1項の規定により算定される出産手当金付加金の合計額を控除して得た額とする。

ただし、当該額が零を下回る場合には、零とし、当該額が本条第1項の規定により算定される額を超える場合には、同項の規定により算定される額とする。

4 第1項の規定により算出した額が1,000円に満たないときは還元しないこととし、その額に1,000円未満の端数があるときは、1円単位で支給する。

(埋葬料付加金)

第57条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、10,000円を支給する。

(家族埋葬料付加金)

第58条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、10,000円を支給する。

(家族療養費付加金)

第59条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

- 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表2に掲げる者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額が1,000円に満たないときは還元しないこととし、その額に1,000円未満の端数があるときは、1円単位で支給する。

(合算高額療養費付加金)

第60条 合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

- 2 合算高額療養費付加金の算定の基礎となる額は、各診療月について、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者又はその被扶養者が支払った一部負担金等の額のうち、合算高額療養費に相当する額を控除した残額とする。
- 3 合算高額療養費付加金の額は、前項の規定により算出した額から、当該診療月において合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者及びその被扶養者の世帯全体について1回に限り、別表2に掲げる者の区分に応じて定める額を控除した額とする。
- 4 前項の規定により控除する額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第二家族療養費支給申請書の件数にかかわらず、被保険者又は被扶養者ごとに1回限り適用するものとする。
- 5 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 6 前2項の規定により算出した額が1,000円に満たないときは還元しないこととし、その額に1,000円未満の端数があるときは、1円単位で支給する。

## 第9章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)

第61条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

## 第10章 その他事業

(施設の利用等)

第62条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

- 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の方法及び額は、組合会の議決を経て別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

この規約は、次期総選挙から施行する。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

第55条（家族療養費付加金）、

第59条（合算高額療養費付加金）及び

第60条（家族訪問看護療養費付加金）の規定は、同日以後に行われた療養について適用する。

(別表 1)

事業所の名称及び所在地

事業所の名称	所在地
エムジーファーマ株式会社	大阪府茨木市
株式会社 ケレス沖縄	沖縄県国頭郡大宜味村
農業生産法人有限会社やえやまファーム	沖縄県石垣市
株式会社はじまり屋	奈良県宇陀市
株式会社 北辰フーズ	北海道江別市
ロート製薬株式会社	大阪市生野区
摩耶堂製薬株式会社	兵庫県神戸市
株式会社ロートウェルコート	大阪府大阪市北区
クオリテックファーマ株式会社	東京都港区
インターステム株式会社	東京都八王子市
天藤製薬株式会社	大阪府豊中市新千里東町
ロートニッテン株式会社	愛知県名古屋市南区桜本町
ロートニッテンファーマ株式会社	愛知県名古屋市南区桜本町
株式会社ロートセルフファクトリー東京	東京都墨田区江東橋

(別表 2)

一部負担還元金等の自己負担額

区 分	自己負担額
標準報酬月額 83 万円以上	80,000円
標準報酬月額 53～79 万円	50,000円
標準報酬月額 28～50 万円	30,000円
標準報酬月額 26 万円以下および低所得者 (注 1)	20,000円

(注 1) 低所得者は、市区町村民税非課税者(健康保険法施行令 42 条第 1 項第 5 号に規定する者)

# 付加給付支給規程

(この規程の目的)

**第1条** この規程は、組合同約第53条の規定による付加金の支給手続きにつき必要とする事項を規定する。

(付加給付の種別)

**第2条** 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
- (2) 家族訪問看護療養費付加金
- (3) 傷病手当金付加金
- (4) 埋葬料付加金
- (5) 家族埋葬料付加金
- (6) 家族療養費付加金
- (7) 合算高額療養費付加金

(請求形式)

**第3条** 前条(1)(2)(6)(7)に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する訪問看護療養費明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、付加金を算定し支給する。

2 前条(3)から(5)に定める付加金の請求は、法定給付の請求書を受領したとき、被保険者等より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(支給時期)

**第4条** 付加金の支給は、支払基金を経由する明細書、または請求書にかかるもの、被保険者等からの法定給付の請求にかかるものについては毎月2回支給する。

(支払方法)

**第5条** 付加金の支給は、銀行振込により支給する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 禁煙支援補助金支給規程

### 第1条（目的）

この規程は、ロートグループ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者に対し、喫煙に起因する疾病の予防および健康の保持・増進を図ることを目的として、組合が実施する禁煙支援施策に参加し、所定の条件を満たした場合に必要な費用を補助することにより、禁煙への取り組みを支援するものとする。

### 第2条（定義）

この規程における用語の定義は次のとおりとする。

1. 禁煙外来：健康保険が適用される医療機関で行われる標準禁煙治療プログラムをいう。
2. 卒煙チャレンジ：被保険者が禁煙外来における標準禁煙治療を受診し、禁煙の達成を目指す医療機関受診型の禁煙支援コースをいう。
3. 禁煙チャレンジ：被保険者が当組合の契約する委託業者の禁煙支援プログラムに参加し、禁煙の達成を目指す委託業者プログラム参加型の禁煙支援コースをいう。
4. 標準禁煙治療：初回診察から12週間にわたる、医師の診療・助言および禁煙補助薬の処方を含む保険適用の治療プログラムをいう。

### 第3条（補助対象者）

補助対象者は、当組合の被保険者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 禁煙治療の開始日および補助に係る手続き時点において、当組合の被保険者資格を有すること。
2. 本人が喫煙の習慣を有し、禁煙または卒煙に主体的に取り組む意思があること。
3. 本規程に基づく補助を同一年度内に初めて受ける者であること。
4. 前回の禁煙外来治療開始日から1年以上が経過していること（過去1年以内に禁煙外来を受診していないこと）。

### 第4条（補助対象とならないもの）

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象外とする。

1. 市販の禁煙補助薬（ニコチンガム、パッチ等）の購入費用
2. 自由診療による禁煙治療（保険適用外診療）
3. 禁煙外来治療を完了しなかった場合、または途中で中止した場合
4. 治療期間中に医療機関を変更した場合（転院を含む）
5. 領収書その他の必要書類に不備がある場合（卒煙チャレンジ補助の申請に限る）
6. 卒煙チャレンジにおいて、禁煙治療修了証明書（卒煙証明書）により禁煙成功が確認できない場合
7. 同一年度内に卒煙チャレンジおよび禁煙チャレンジを重複して利用している場合

## 第5条（補助の種類および内容）

補助の種類および内容は、次のとおりとする。

### 1. 卒煙チャレンジ補助

被保険者が禁煙外来治療を受け、標準禁煙治療を完遂し、かつ卒煙チャレンジ（禁煙成功）に該当した場合に、当該治療に係る自己負担分および卒煙証明書等の文書料を全額補助する。

### 2. 禁煙チャレンジ補助

被保険者が禁煙チャレンジ（委託業者プログラム）に参加した場合、当該プログラムの参加費、教材費、オンライン支援料等、委託契約に基づく費用を組合が全額補助する。

禁煙チャレンジ補助は、組合が委託業者へ直接支払う方法により実施し、参加者による費用立替えおよび補助金申請は不要とする。

### 3. 補助の上限額は設けませんが、常識的な費用を超える場合や疑義がある場合は個別審査のうえ支給を判断する。

### 4. 補助は原則として同年度内にいずれか一方を1回限りとする。

## 第6条（補助要件）

### 1. 卒煙チャレンジ補助の支給要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- ① 標準禁煙治療をすべて受診し、治療を完遂していること。
- ② 最終診察時において医師の診断により禁煙に成功した（卒煙継続中）と認められていること。

### 2. 卒煙チャレンジ補助の補助対象費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

- ① 健康保険適用となる禁煙外来治療の自己負担分
- ② 卒煙証明書その他の証明文書に係る発行手数料（文書料）

### 3. 禁煙チャレンジ補助の支給要件は、委託業者プログラムの参加登録および委託業者が定める参加要件を満たすこととする。

## 第7条（申請および支給方法）

### 1. 卒煙チャレンジ補助を希望する者は、治療開始前に「卒煙チャレンジ申込書（別紙様式）」を当組合へ提出し、登録を受けなければならない。

### 2. 治療終了後、次の書類を添えて原則として3か月以内に卒煙チャレンジ補助金の支給申請を行うものとする。

- ① 医療機関発行の領収書原本（治療費および文書料）
- ② 医療機関による禁煙治療修了証明書（卒煙証明書）
- ③ 組合所定の禁煙支援補助金支給申請書

### 3. 前項②の証明書において禁煙成功が確認できない場合は支給しない。

### 4. 禁煙チャレンジ補助の申込方法、参加手続きおよび支給に係る詳細は、委託業者との契約内容および当該プログラムの運用に基づき都度定める。

### **第8条（不正利用の防止）**

不正申請（虚偽報告、領収書の改ざん、本人以外の受診等）が発覚した場合、当該補助金は返還を求めるとともに、必要に応じて所属事業所と連携のうえ厳正に対応する。当組合は補助の審査にあたり、レセプト確認・医療機関または委託業者への照会等を行うことがある。

### **第9条（その他）**

この規程に定める事項のほか、運用に関する必要な事項は別に定める。  
本制度の周知・実施にあたっては、被保険者に対して適切な情報提供および注意喚起を行う。  
別紙様式は必要に応じ改定を行い、改定履歴を記録する。

### **附則**

本規程は令和7年9月1日より施行する。  
本規程は令和8年4月1日より施行する。

## 卒煙チャレンジ申込書

申請日	年 月 日
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日( 歳)
被保険者等 記号-番号	-
所属事業所名 (会社名)	
電話番号	
メールアドレス	
禁煙開始予定日	年 月 日
委託業者名または医療機関名	

※本申請により、禁煙補助制度の対象者として登録されます。

※治療終了後、必要書類を添えて補助金申請を行ってください。

### (誓約欄)

私は、上記のとおり禁煙外来にて治療を受け、禁煙に取り組むことを誓います。

また、組合の定める規程および補助金支給条件を理解し、虚偽の申請は一切行いません。

署名： \_\_\_\_\_

## 禁煙治療修了証明書

次の者は、当院において保険診療による標準禁煙治療を終了し、最終診察時において医師の判断により禁煙を継続している状態にあることを証明します。

氏名（患者氏名）	
生年月日	年 月 日
禁煙治療開始日	年 月 日
禁煙治療終了日	年 月 日
治療回数（計 回）	
卒煙判定	<input type="checkbox"/> 成功（禁煙継続中） <input type="checkbox"/> 失敗（喫煙継続）

（備考）

※本証明は組合による禁煙補助申請のために発行しています。

医療機関名：

所在地：

電話番号：

発行日： 年 月 日

医師名： (印)